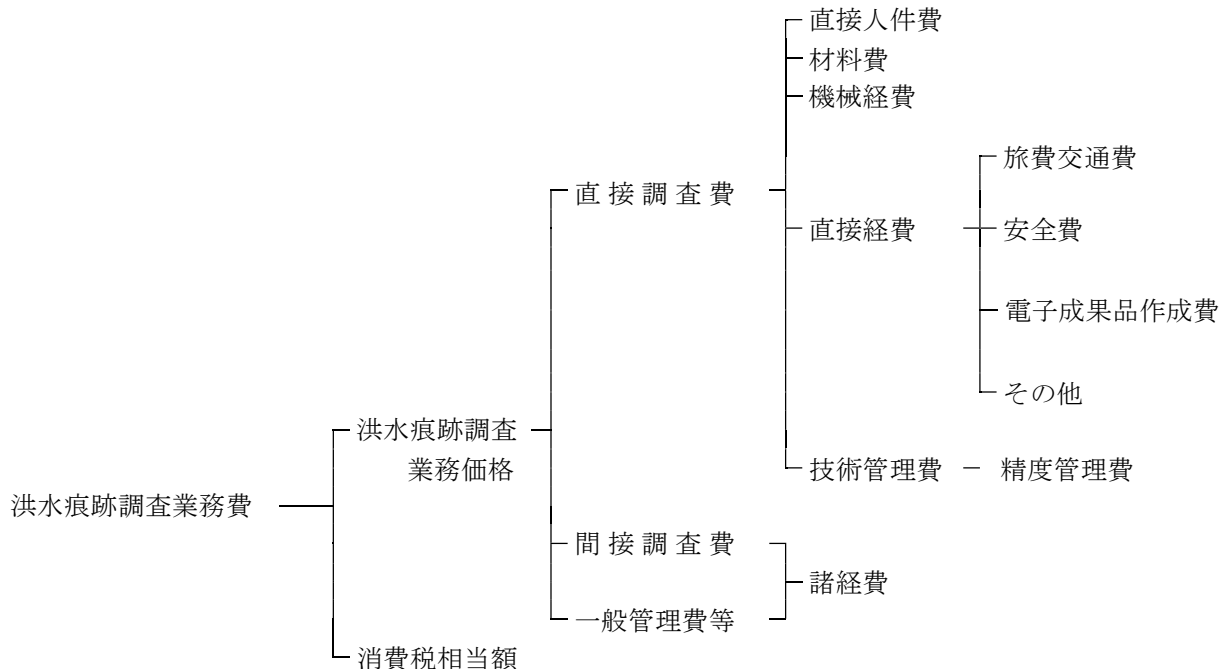


第2節 洪水痕跡調査業務

2-1 適用範囲

- (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。
- (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80 kmまでのものとする。

2-2 業務費の構成



2-3 業務費構成費目の内容

(1) 直接調査費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

1) 直接人件費

直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。

2) 材料費

材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。

3) 機械経費

機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。

4) 直接経費

① 旅費交通費

当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。

② 安全費

安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。

③ 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。

④ その他

機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。

5) 技術管理費

技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為に行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。また、精度管理費係数の値は「河川測量」の値を準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

2-4 業務費の積算方式

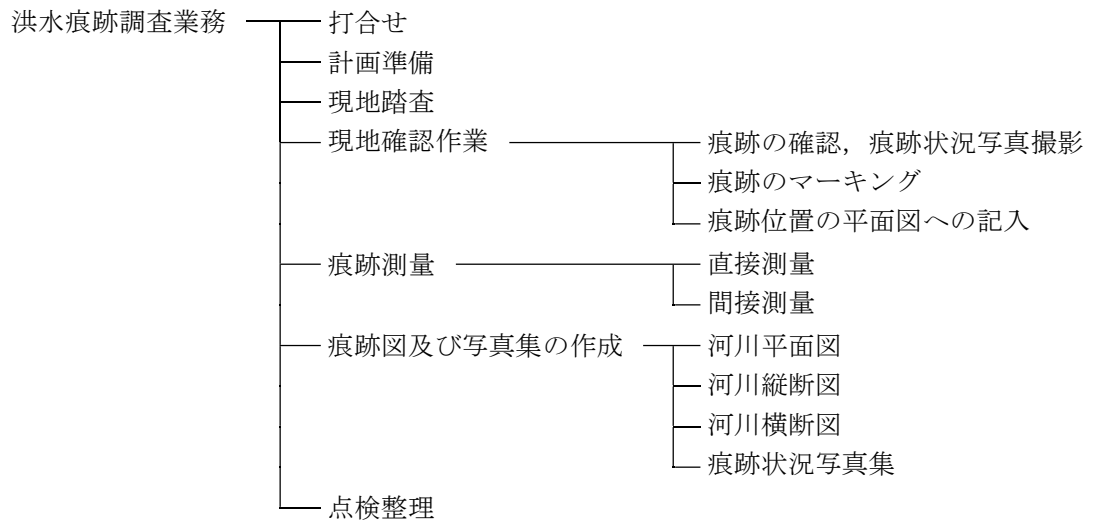
業務費は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接調査費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接調査費}) \times \{1 + (\text{諸経費率})\}] \times \{1 + (\text{消費税})\} \end{aligned}$$

諸経費 諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。

2-5 業務内容

(1) 調査業務の構成



(2) 打合せ等

打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による。

中間打合せの回数は5回を標準とするが、必要に応じて中間打合せ回数を増減することができるものとする。

(3) 計画準備

業務に必要な作業計画、方法、工程及び作業編成、人員計画等の計画準備である。

(4) 現地踏査

現地踏査は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための事前調査である。

(5) 現地確認作業

現地確認作業は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、確認された痕跡位置にマーキングをし、貸与された平面図にその位置を記入するものである。また併せて痕跡状況写真の撮影を行う。

(6) 痕跡測量

痕跡測量は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）とし、測点間隔は200mを標準とする。

(7) 痕跡図及び写真集の作成

貸与された図面に、痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成する。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成する。

1) 河川平面図

河川平面図に洪水痕跡線を記入する。

2) 河川縦断面図

左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき、河川縦断面図に左右岸別の縦断痕跡線を記入する。

3) 河川横断面図

左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき、河川横断面図に痕跡水位を記入する。

4) 痕跡状況写真集

痕跡確認作業時に撮影した痕跡状況の写真集を作成する。

(8) 点検整理

痕跡測量についての計算点検，作図点検，作業実施報告書，社内点検，校正直し等を行うものである。

2-6 標準歩掛

作業工程 及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					計	
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		
計画準備 1業務当り						内						0.5	1.0	1.0			2.5	
現地踏査 10km当り (流心延長)		0.5	0.5	0.5		外		1	1	1			0.5	0.5	0.5		1.5	
現地確認作業	痕跡の確認、 痕跡状況写真撮影 10km当り (流心延長)		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3.0
	痕跡のマーキング 10km当り (流心延長)		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3.0
	痕跡位置の 平面図への記入 10km当り (流心延長)		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3.0
痕跡測量	直接測量 10km当り (流心延長)		1.5	3.0	3.0	3.0	外		1	1	1	1		1.5	3.0	3.0	3.0	10.5
	間接測量 10km当り (流心延長)		1.0	2.0	2.0	2.0	外		1	1	1	1		1.0	2.0	2.0	2.0	7.0
痕跡図及び 写真集の作成	河川平面図 1業務当り						内							1.5	4.0	4.0		9.5
	河川縦断図 1業務当り						内							1.5	3.5	3.5		8.5
	河川横断図 1業務当り						内							1.0	2.0	2.0		5.0
	痕跡状況写真集 1業務当り						内							0.5	2.0	2.0		4.5
点検整理 10km当り (流心延長)						内							0.5	1.0	1.0		2.5	

(注) 1. 痕跡測量は、直接測量を標準とし、間接測量は、直接測量が実施できない場合に適用するものとする。
 2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「調査・計画業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

2-7 標準歩掛の変化率

(1) 地形による変化率

適用作業：現地踏査，現地確認作業，痕跡測量

地形	平地	山地
変化率	0.0	+0.9

- (注) 1. 「測量業務積算基準」の平地及び丘陵地を平地，低山地及び高山地を山地とする。
2. 平地及び山地にまたがる場合は，各延長を用いた加重平均値を小数第2位まで算出する。